

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ☎(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ☎(06)6943-7111
名古屋支社 ☎(052)243-3311
西部支社 ☎(092)473-3300
札幌支社 ☎(011)281-3211

遺品整理業 高まる関心

高齢者の孤独死が増えるなか、遺品整理の代行業が注目を集めている。独自の資格制度を導入した業者団体も登場、主催するセミナーには募集定員を上回る参加者が集まる。高齢化や家族形態の変化を背景に需要増が見込まれる一方、遺品の処理に必要な許可を受けない業者がいたり、高額な料金を請求されるといったトラブルもあるという。

「遺品整理支援セミナー」と題した催しが9月、大阪市内で開かれた。既に遺品整理に携わる業者のほか、新規参入を考える約70人が参加、募集定員50人を上回った。熊本県山鹿市から訪れたハウ

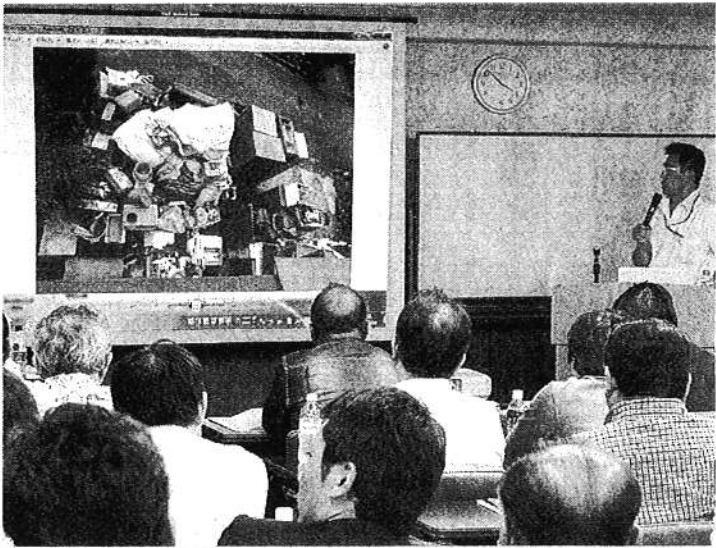
セミナー盛況／トラブルも発生 業者団体「法令守って」

スクリーニング業、西田武生さん(38)は「参入を考えている。ノウハウや問題点を聞けてよかった」と話していた。

セミナーを主催したの増やして対応した。キャンセル待ちも出た」と説明。5月に東京で開いたセミナーも、予定の80人を上回る約120人が参加したという。

同協会は昨年9月に設立。遺品整理業者が順守しなければならぬ法規制などを解説するセミナーや通信講座を開いている。独自に「遺品整理士」の資格を設け、「既に全国で約900人が認定されている」(沖西事務局次長)という。

遺品整理はここ数年で参入業者が増えた業界で、公的な資格はない。参入も自由だが、遺品の処分当たって個別の許可を取る必要がある。例えば不要な遺品を捨てるには市町村から「一般廃棄物収集運搬」の許可を



多くの参加者が集まった遺品整理支援セミナー(9月、大阪市東淀川区)

受ける。リサイクル品として買い上げる場合、都道府県の公安委員会から古物商の許可が必要だ。

商サービス」(福井県越前市)の別司吉弘さん(43)は9年前に会社を設立。ノウハウを紹介する一方、「遺品整理業は信用が大事」と強調した。

セミナーで講師を務めた環境省リサイクル推進室の眼目(さっか)佳秀・室長補佐は「一般廃棄物を扱う業者が増える」と、不法投棄などが増える恐れがある」と指摘。講演した遺品整理業「東

沖西事務局次長は「業者は法令に従ってほしい。業界が自主的に法規制を守る体制づくりを目指したい」と話す。一方、法律を守らない業者や不当に高額な料金を請求する業者もいるという。協会によると「現金がなくなつた」「勝手に遺品を処分された」などのトラブルもあり、行政も実態を十分に把握できていないという。契約内容の説明を求めたり、見積もりを取るなど、利用者側も確認する必要がある。